

施策15 公害の防止

施策における目標

公害のない、安全で、地域の特性を生かした定住性の高い良好な居住環境の確保を図ります。

施策概要

公害発生源の監視、指導及び大気・水質・騒音などの環境質のモニタリングや公害対策。

想定される主な取り組み

- ・市内の各種環境の現況調査を行う。
- ・環境調査結果等を公開する。
- ・公害対策に関する事務及び公害に対する苦情の処理を行う。
- ・大阪国際空港周辺地域での騒音対策を行う。
- ・環境と開発の調和を図るため、環境影響評価(環境アセスメント)を行う。
- ・建築物の吹きつけアスベスト除去に対する対策を行う。

第2期実施計画における総評

- ・大気汚染、河川水質汚濁、自動車騒音、環境騒音のうち、大気汚染以外は環境基準に基づき、目標を達成した。
- ・公害防止のため、公害、事業場、建設に関する現場などに対して大阪府と共同で立ち入り調査等を積極的に実施してきた。
- ・市民からの公害の苦情に関して、速やかに現場に向かい、市単独でも立ち入り調査や事業者に対する事情の聴取等を積極的に行ってきた。
- ・各種環境調査や公害防止のための立ち入り調査による監視・指導を引き続き行い、現在の環境の状態に対して現状維持又は向上に努める必要がある。
- ・目標が達成できなかった大気汚染については、本市だけで解決することは困難であるため、大阪府や府内の自治体と連携し目標達成に向けてさまざまな施策を実施していく必要がある。

施策16 良好な住環境の整備と保全

施策における目標

適切な土地利用の規制誘導や市民の自主的なまちづくり活動への支援を行い、地域の特性を生かした定住性の高い良好な居住環境の整備・保全を市民との協働のもとに図っていきます。

施策概要

緑豊かな住宅都市にふさわしい土地利用の規制・誘導及び居住環境の整備・保全並びに市民による自主的な地区計画や建築協定の策定に向けたまちづくり活動への支援。

想定される主な取り組み

- ・都市計画法改正による都市計画マスタープランの修正を行う。
- ・都市計画制度や本市における都市計画の策定状況など市民への都市計画情報の円滑な提供を行う。
- ・建築主への広報やパトロールにより工事の進捗状況を把握し、完了検査申請書の提出の促進を図る。
- ・まちづくりに関する市民への情報提供を行う。

第2期実施計画における総評

- ・開発や建築に対する独自の規制を設け、良好な居住環境の整備と保全を図ってきた。
- ・平成15年度に、高度地区の見直しを行い、極端に高さの違う建物が混在することを防ぐため絶対高さ規制を導入したことにより、住環境の悪化の防止が図られ、また、建築紛争等が緩和されることとなった。
- ・住環境を保全するための市民による自主的なまちづくり活動の結果、地区計画が定められ、地域の特徴を踏まえた良好な住環境を保全・育成しう地域が増加した。
- ・安全な建築物を誘導するべく新築等の完了検査の受検を啓発してきた結果、検査済証発行数が伸びており、本市内において適正な建築物の建築が進められているため、今後も引き続き施策を実施しながら、安全で快適な住環境の保全育成をさらに推進していく必要がある。